- 1. 件名:「東海第二発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査(標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更)に関する事業者ヒアリング(6)」
- 2. 日時:令和4年10月31日(月)13時30分~14時25分
- 3. 場所:原子力規制庁9階耐震会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安 全審査官、藤川安全審査官、馬場係員、松末技術参与

日本原子力発電株式会社 開発計画室 室長代理 他4名*

※テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

- (1) 令和3年6月25日に申請があった日本原子力発電(株)東海第二発電所 設置変更許可申請(標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更) のうち、本申請において追加設定した「標準応答スペクトル用地盤モデル」 の位置付け並びに当該モデルによる既往の地震動評価への影響について、 提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁は、日本原子力発電(株)に対して、以下の事実確認を行った上で、確認した内容については、改めて資料に追記するよう求めた。
 - ① 基準地震動Ss-31「2004年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮した地震動」(以下「Ss-31」という。)については、本申請に係る検討及び「妥当性確認」とした評価を踏まえても、変更する必要がないとする考え方
 - ② Ss-31を変更する必要がないとした場合の「妥当性確認」として実施した「標準応答スペクトル用地盤モデル」を用いた評価の位置付け
 - ③ これまでの東海第二発電所の審査において提示された地盤モデル

及び「標準応答スペクトル用地盤モデル」のうち、申請書に記載する地盤モデルを選定するにあたっては、それらの地盤モデルの関係性を含めて、どのように整理する考えなのか。また、申請書に記載される地盤モデル(複数の場合はそれぞれのモデル)とその地盤モデルの元データとした観測事実との関係性はどのように整理されるのか。

(3) 上記に対して、日本原子力発電(株)から対応する旨の回答があった。

6. 提出資料

資料1 東海第二発電所 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価について(コメント回答:標準応答スペクトル用地盤モデルによる既往の地震動評価の妥当性確認)